

東日本大震災における入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立学校へ入学又は転入学する東日本大震災の被災者に対する入学手数料及び入学料について、高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）附則第2項に基づく不徴収について必要な事項を定めるものとする。

(不徴収の要件)

第2条 県立学校の入学若しくは転入学を志願する者又は入学若しくは転入学を許可された者が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者であることを要する。

(不徴収申請の手続等)

第3条 前条の規定により入学手数料及び入学料の納付することを要しない者は、別に定める入学手数料の不徴収承認申請書及び入学料の不徴収承認申請書により、志願先の県立学校長（以下「受付学校長」という。）を経て高知県教育長（以下「教育長」という。）に申請するものとする。

(不徴収の決定)

第4条 教育長は、前条の申請があった場合において、第2条の要件に適合するときは、不徴収の決定を行うとともに、受付学校長を経て当該申請をした者にその旨を通知する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、入学手数料及び入学料の不徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

入学手数料の不徴収承認申請書

年 月 日

高知県教育長 様

東日本大震災において特定被災区域に住所又は居所を有し被災したため、県立学校の入学手数料の不徴収について承認することを申請します。

1 申請者

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

2 学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

申請者との関係 _____

3 被災地

住所 _____

入学料の不徴収承認申請書

年 月 日

高知県教育長 様

東日本大震災において特定被災区域に住所又は居所を有し被災したため、県立学校の入学料の不徴収について承認することを申請します。

1 申請者

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

2 学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

申請者との関係 _____

3 被災地

住所 _____